

◎知って得する年金のこと

【障害状態確認届（診断書）等の手続きが変わります】（令和元年6月）

令和元年7月より、これまで毎年7月に提出していただいた20歳前障害基礎年金受給者への所得状況届（ハガキ）を原則として提出いただく必要がなくなりました。

これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。

◎主な変更内容

1. 障害状態確認届（診断書）、障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が1か月以内から3か月以内になります。

障害状態確認届（診断書）の変更点

- 障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に拡大されます。
- これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。
- **提出期限が令和元年8月以降となる方が対象になります。**

障害給付額改定請求書の変更点

- これまで、障害給付額改定請求書には、提出する日前1か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えることとされていましたが、変更後は提出する日前3か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えていただくことになります。
- **令和元年8月以降の請求分が対象となります。**

2. 20歳前障害基礎年金の所得状況届の提出が不要になります。

所得状況届の変更点

- 日本年金機構は、市区町村から所得情報の提供を受けることが可能となるため、所得状況届（ハガキ）は、今後は原則として提出いただく必要がありません。
- 日本年金機構が前年分の所得情報の提供が受けられないときは、これまでどおり所得状況届の提出が必要となりますので、受給者の方へ届出に関する必要な案内を送付します。

※所得状況届（ハガキ）の提出は不要となりますが、所得の申告はこれまでどおり、行なってくださいますようお願いいたします。

3. 20歳前障害基礎年金の障害状態確認届（診断書）の提出期限が変わります。

障害状態確認届（診断書）の変更点

- これまで6月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生日の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。今後は誕生日の末までに提出していただくことになります。
- 障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に拡大されます。
- 次回診断書予定年月については前回認定時にご案内していますが、下の表のとおり変更となります。
- **提出期限が令和元年8月以降となる方が対象です。**

【変更後の次回診断書提出予定月】

| お客さまに既にご案内している 次回診断書予定年月 | 変更後の 次回診断書提出予定年月 |
|-----------------------------|---------------------|
| 平成31年7月 | 令和元年7月以降の最初の誕生日 |
| 平成32年7月 | 令和2年7月以降の最初の誕生日 |
| 平成33年7月 | 令和3年7月以降の最初の誕生日 |
| 平成34年7月 | 令和4年7月以降の最初の誕生日 |
| 平成35年7月 | 令和5年7月以降の最初の誕生日 |
| 平成36年7月 | 令和6年7月以降の最初の誕生日 |

*お問い合わせは、市民課年金係（0980）－87－9005、または石垣年金事務所（電話：0980－82－9211）へお願いします。